

2008年 輸入統計品目表新旧対照表

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
05.04					05.04				
0504.00		動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限定する。）			0504.00		動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限定する。）		
	011	4			011	4			
		腸					腸		
		ソーセージケーシング用のもの		KG			ソーセージケーシング用のもの		KG
	012	5			019	5			KG
		その他のもの		KG			その他のもの		KG
	019	5			090	6			KG
		牛のもの		KG			その他のもの		KG
	091	0							
		その他のもの		KG					
	099	1							KG
		その他のもの		KG					
07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限定する。）			07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限定する。）		
0704.10		(省 略)			0704.10		(省 略)		
0704.20		(省 略)			0704.20		(省 略)		
0704.90		その他のもの			0704.90		その他のもの		
	010	3			010	3			KG
		ブロッコリー		KG			ブロッコリー		KG
	020	6							
		結球キャベツ		KG					
	030	2							
		はくさい		KG					
	090	6			090	6			KG
		その他のもの		KG			その他のもの		KG
15.20					15.20				
1520.00	000	5		KG	1520.00		グリセリン（粗のものに限定する。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		
						010	1		KG
							グリセリン		KG
						090	4		KG
							その他のもの		KG
17.04		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限定する。）			17.04		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限定する。）		
1704.10		(省 略)			1704.10		(省 略)		
1704.90		その他のもの			1704.90		その他のもの		
	100	4		KG	100	4			KG
		甘草エキス（菓子にしたものを除く。）					甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		
		その他のもの					その他のもの		
	210	2		KG	210	2			KG
		キャンディー類		KG			キャンディー類		KG
	220	5		KG	220	5			KG
		キャラメル		KG			キャラメル		KG
	230	1		KG					
		ホワイトチョコレート		KG					
	290	5		KG	290	5			KG
		その他のもの		KG			その他のもの		KG
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限定するものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあ			20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限定するものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあ		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
2008.11 2008.19	110 2	るかないかを問わず、他の項に 該当するものを除く。)) ーナット、落花生その他の種(こ れらを相互に混合してあるか ないかを問わない。)) (省 略) ーその他のもの (混合したも のを含む。)) ー砂糖を加えたもの ーパルプ状のもの		KG	2008.11 2008.19		るかないかを問わず、他の項に 該当するものを除く。)) ーナット、落花生その他の種(こ れらを相互に混合してあるか ないかを問わない。)) (省 略) ーその他のもの (混合したも のを含む。)) ー砂糖を加えたもの ーパルプ状のもの		
		ーその他のもの (省 略) ーその他のもの ーパルプ状のもの		KG	111 3 119 4	ーナット ーその他のもの ーその他のもの (省 略) ーその他のもの ーパルプ状のもの		KG KG	
	211 5	ーカシューナット (い つたものを除く。)		KG	211 5	ーカシューナット (い つたものを除く。)		KG	
	219 6	ーその他のもの		KG	212 6	ーカシューナット (いつたものに 限る。)、マカ ダミアナット、 ココヤシの実、 ブラジルナッ ト、パラダイス ナット及びヘー ゼルナット		KG	
		ーその他のもの (省 略)			219 6	ーその他のもの (省 略)		KG	
2008.20 2008.99		(省 略)			2008.20 2008.99	(省 略)			
22.04		ぶどう酒 (強化ぶどう酒を含む ものとし、生鮮のぶどうから製 造したものに限る。) 及びぶど う搾汁 (第20.09項のものを除 く。)			22.04	ぶどう酒 (強化ぶどう酒を含む ものとし、生鮮のぶどうから製 造したものに限る。) 及びぶど う搾汁 (第20.09項のものを除 く。)			
2204.10		(省 略) ーその他のぶどう酒及びぶどう 搾汁でアルコール添加により 発酵を止めたもの			2204.10	(省 略) ーその他のぶどう酒及びぶどう 搾汁でアルコール添加により 発酵を止めたもの			
2204.21 2204.29 2204.30		(省 略) (省 略) ーその他のぶどう搾汁 ーアルコール分が1%未満の もの			2204.21 2204.29 2204.30	(省 略) (省 略) ーその他のぶどう搾汁 ーアルコール分が1%未満の もの			
	111 6	ー砂糖を加えたもの ーしよ糖 (天然に含有す るものを含む。) の含 有量が全重量の10%以 下のもの		L	111 6	ー砂糖を加えたもの ーしよ糖 (天然に含有す るものを含む。) の含 有量が全重量の10%以 下のもの		L	
	119 0	ーその他のもの (省 略)	L	KG	119 0	ーその他のもの (省 略)	L		
22.06 2206.00		その他の発酵酒 (例えば、りん			22.06 2206.00	その他の発酵酒 (例えば、りん			

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番 号	NACS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
22.08	100 0	ご酒、なし酒及びビード) 並び に発酵酒とアルコールを含有し ない飲料との混合物及び発酵酒 の混合物 (他の項に該当するも のを除く。)	L	KG	22.08	100 0	ご酒、なし酒及びビード) 並び に発酵酒とアルコールを含有し ない飲料との混合物及び発酵酒 の混合物 (他の項に該当するも のを除く。)	L	
		—アルコール分が1%未満のも の (省 略)					—アルコール分が1%未満のも の (省 略)		
		エチルアルコール (変性させて ないものでアルコール分が80% 未満のものに限る。) 及び蒸留 酒、リキュールその他のアルコ ール飲料					エチルアルコール (変性させて ないものでアルコール分が80% 未満のものに限る。) 及び蒸留 酒、リキュールその他のアルコ ール飲料		
		(省 略)					(省 略)		
2208.20 2208.70 2208.90		—その他のもの —エチルアルコール及び蒸留 酒 (省 略) —その他のアルコール飲料 —合成清酒及び白酒			2208.20 2208.70 2208.90		—その他のもの —エチルアルコール及び蒸留 酒 (省 略) —その他のアルコール飲料 —合成清酒及び白酒		
37.02	220 5 230 1	—果汁をもととした飲料 (アルコール分が1%未 満のものに限る。)	L	KG	37.02	220 5 230 1	—果汁をもととした飲料 (アルコール分が1%未 満のものに限る。)	L	L
		(省 略)					(省 略)		
		感光性のロール状写真用フィル ム (露光していないものに限るも のとし、紙製、板紙製又は紡織 用繊維製のものを除く。) 及び 感光性のロール状インスタント プリントフィルム (露光してい ないものに限る。)					感光性のロール状写真用フィル ム (露光していないものに限るも のとし、紙製、板紙製又は紡織 用繊維製のものを除く。) 及び 感光性のロール状インスタント プリントフィルム (露光してい ないものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
3702.10 3702.51 3702.52		—幅が16ミリメートル以下 で、長さが14メートルを超 えるもの —映画用フィルム —反転現像方式のもの			3702.10 3702.51 3702.52		—幅が16ミリメートル以下 で、長さが14メートルを超 えるもの —映画用フィルム —反転現像方式のもの		
3702.53	010 2 020 5 090 5	—その他のもの	SM	M	3702.53	010 2 020 5 030 1 090 5	—その他のもの	SM	M
		—その他のもの					—その他のもの		
		—幅が16ミリメートル のもの —ネガ用のもの					—幅が16ミリメートル のもの —ネガ用のもの		
		—その他のもの					—その他のもの		
010 1 090 4		—幅が16ミリメートルを超え 35ミリメートル以下で、長 さが30メートル以下のもの (スライド用のものに限 る。)			010 1 090 4		—幅が16ミリメートルを超え 35ミリメートル以下で、長 さが30メートル以下のもの (スライド用のものに限 る。)		
		—幅が35ミリメートルのも の —その他のもの					—幅が35ミリメートルのも の —その他のもの		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3702.54)		(省 略)			3702.54)		(省 略)		
3702.95					3702.95				
44.03		木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			44.03		木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		
4403.10)		(省 略)			4403.10)		(省 略)		
4403.92					4403.92				
4403.99		---その他のもの			4403.99		---その他のもの		
	100	1		CM		110	4	----粗く角にし又は太鼓落としたもの	CM
						190	0	----その他のもの	CM
	910	6		CM	200	3	----ふたばがき科のもの	CM	
	920	2		CM			----その他のもの		
	990	2		CM	310	1	----つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん (しまこくたんを除く。)のもの	CM	
					390	4	----その他のもの	CM	
44.19					44.19				
4419.00		木製の食卓用品及び台所用品			4419.00		木製の食卓用品及び台所用品		
	110	1	TH	KG	010	6	---割りばし	TH	KG
	190	4	TH	KG	020	2	---その他のもの		KG
	900	0		KG					
44.21		その他の木製品			44.21		その他の木製品		
4421.10	000	3		KG	4421.10	000	3		KG
4421.90					4421.90				
	100	2		KG	020	6	---マッチの軸木		KG
	200	4		KG			---その他のもの		
	910	†		KG	010	†	---かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん (しまこくたんを除く。)のもの		KG
							---その他のもの		
	920	3		KG	091	0	----竹製の串		KG
					092	1	----扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG
	991	4	CM	KG	099	†	----その他のもの		KG
	999	†		KG					
84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記す			84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記す		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8471.30 }		る機械及び符号化したデータを 処理する機械 (他の項に該当す るものを除く。)			8471.30 }		る機械及び符号化したデータを 処理する機械 (他の項に該当す るものを除く。)		
8471.50		(省 略)			8471.50		(省 略)		
8471.60	000 †	ー入力装置及び出力装置 (同一 のハウジングに記憶装置を収 納しているかないかを問わ ない。)		NO	8471.60		ー入力装置及び出力装置 (同一 のハウジングに記憶装置を収 納しているかないかを問わ ない。)		
						010 4	ー表示装置 ー液晶式のもの		NO
						020 †	ーその他のもの		NO
						099 2	ーその他のもの		NO
8471.70 }		(省 略)			8471.70 }		(省 略)		
8471.90					8471.90				
90.06		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及び せん光電球 (第85.39項の放電管 を除く。)			90.06		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及び せん光電球 (第85.39項の放電管 を除く。)		
9006.10 }		(省 略)			9006.10 }		(省 略)		
9006.40					9006.40				
9006.51	000 4	ーその他の写真機 ー眼レフレックスのもの (幅が35ミリメートル以下 のロールフィルムを使用す るものに限る。)	NO	KG	9006.51	000 4	ーその他の写真機 ー眼レフレックスのもの (幅が35ミリメートル以下 のロールフィルムを使用す るものに限る。)	NO	KG
9006.52		ーその他のもの (幅が35ミリ メートル未満のロールフィ ルムを使用するものに限 る。)			9006.52		ーその他のもの (幅が35ミリ メートル未満のロールフィ ルムを使用するものに限 る。)		
	010 6	ーフィルムを交換する機能 を有しないもの (幅が24 ミリメートルのロールフ ィルムを使用するものに 限る。)	NO	KG		010 6	ー幅が24ミリメートルのロ ールフィルムを使用する もの		
						010 6	ーフィルムを交換する機 能を有しないもの	NO	KG
						020 2	ーその他のもの	NO	KG
	090 2	ーその他のもの	NO	KG		090 2	ーその他のもの	NO	KG
9006.53 }		(省 略)			9006.53 }		(省 略)		
9006.99					9006.99				